

鈴鹿市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第 1 0 号

鈴鹿市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立学校の管理に関する規則（平成 1 4 年鈴鹿市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（休業日） 第 4 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 学年始休業日 4 月 1 日から第 1 学期始業式の前日まで （4）～（7） 略 2 略	（休業日） 第 4 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 学年始休業日 4 月 1 日から同日 5 日まで （4）～（7） 略 2 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。